

新・総合特別事業計画（抄）

当資料では、2015年7月に変更認定を受けた新・総合特別事業計画から変更があった項目のみを記載し、変更箇所を赤字とした。

2014年1月15日（認定）

2014年8月8日（変更認定）

2015年4月15日（変更認定）

2015年7月28日（変更認定）

2016年3月31日（変更認定）

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

東京電力株式会社

<目次>

目次中の赤字は変更があった項目

1. 新・総合特別事業計画	3
(1) 今回の改訂の趣旨	3
(2) 新・総合特別事業計画（2014年1月）策定の趣旨	3
(3) 総合特別事業計画（2012年5月）	3
(4) 総合特別事業計画策定後の事業環境の変化	3
(5) 国と東電の役割分担の明確化	3
(6) 福島復興のための国の全体方針	3
(7) 新・総合特別事業計画の枠組み	3
(付表) 新・総合特別事業計画における取組	
2. 責任と競争に関する経営評価	3
(1) 「責任と競争に関する経営評価」の進め方・枠組み	3
(2) 「責任と競争に関する経営評価」の項目・基準	3
3. 原子力損害の賠償と復興の加速化	5
(1) 賠償の取組と今後の対応	5
(2) 福島復興への取組と今後の対応	7
4. 事故炉の安定収束・廃炉の中長期戦略と原子力安全	7
(1) 福島第一原子力発電所の廃炉等の実施の状況等	7
(2) 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた体制強化	7
(3) 原子力安全の確保	7
5. 東電の事業運営に関する計画	7
(1) 事業運営の基本方針／事業の円滑な運営の確保のための方策	7
(2) HDの経営戦略	7
(3) フュエル&パワー・カンパニー（燃料・火力）の成長戦略	7

(4) パワーグリッド・カンパニー（送配電）の中立化・投資戦略	7
(5) カスタマーサービス・カンパニー（小売）の成長戦略	7
6. 資産及び収支の状況に係る評価	7
(1) 需給と収支の見通し	7
(2) 資産と収支の状況に係る評価	7
7. 経営責任の明確化のための方策・関係者に対する協力の要請	7
(1) 経営責任の明確化のための方策	7
(2) 金融機関及び株主への協力の要請	7
8. 資金援助の内容	10
(1) 東電に対する資金援助の内容及び額	10
(2) 交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源	11
9. 機構の財務状況	11

1. 新・総合特別事業計画¹

<略>

2. 責任と競争に関する経営評価

<略>

¹ 特別事業計画は、2014年1月に原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第46条第1項に基づく認定を受けた。その後、2014年8月、2015年4月及び2015年7月に同法第41条第2項第2号（要賠償額の見通し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策）等に係る内容の変更について認定を受けた。また、2016年3月にも損害賠償に万全を期すため、同法第41条第2項第2号等に係る内容変更について主務大臣への認定を申請するが、今回の申請では内容変更しない事項については、経営環境の変化等を踏まえて精査する必要があるため、当面は現行の記載内容に沿った取組を進めることとし、適切な時期に改めて所要の変更について検討するものとする。

各論

3. 原子力損害の賠償と復興の加速化

<略>

(1) 賠償の取組と今後の対応

① 原子力損害の状況

<略>

② 「3つの誓い」に基づく方策

<略>

③ 閣議決定等を受けた今後の取組

<略>

④ 要賠償額の見直し

i) 賠償の見積もりの前提となる状況の変化

東電は、2015年7月に変更認定を受けた新・総特において、作成時点で可能な範囲で合理性をもって確実に見込まれる賠償見積額を7兆753億8,500万円に見直した。しかしながら、出荷制限や風評被害等見積額の算定期間を延ばしたことに加え、除染費用の一部について、先例の積み重ねにより一定の予見可能性が生じてきたこと等を踏まえ、賠償見積額を見直す必要が生じている。

ii) 賠償見積額

これらを踏まえ、賠償見積額を見直した結果、要賠償額の見通しは7兆6,585億1,300万円となった。

なお、実際の賠償支払の実績を踏まえて賠償額を算定していくことが必要な項目等について、今後時間の経過とともに要賠償額が更に増加せざるを得ないような場合には、今後とも賠償の支払に支障が生じることのないよう、所要の資金援助を求めていく。

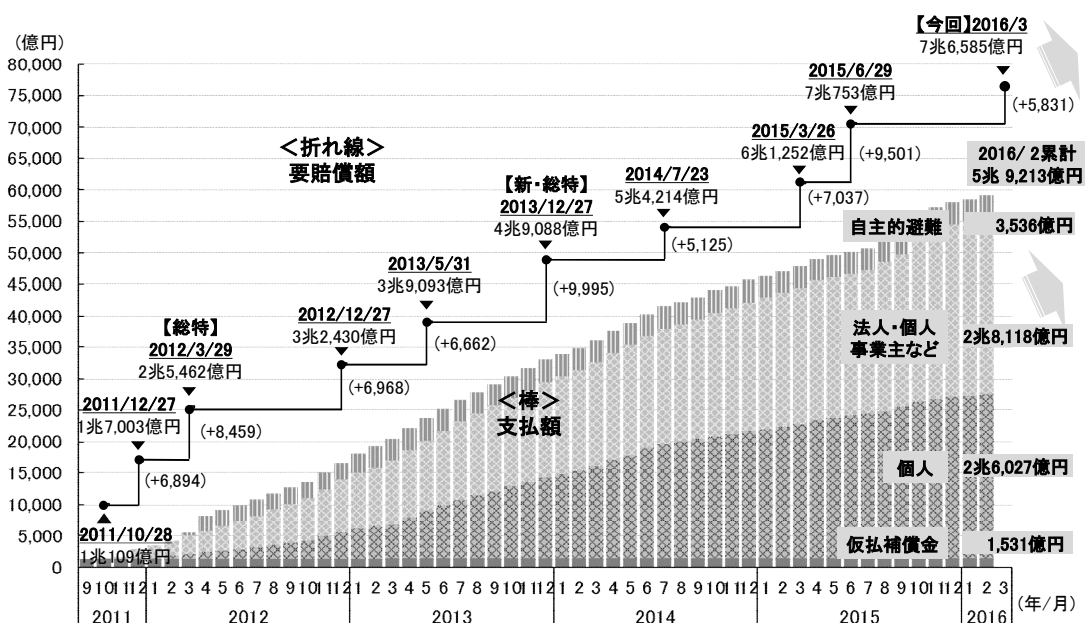
【項目別賠償額】

	要賠償額 (今回変更計画)	賠償合意実績* (2016年2月末現在)
I. 個人の方に係る項目	21,203億円	18,674億円
検査費用等	3,235億円	2,383億円
精神的損害	11,441億円	10,164億円
自主的避難等	3,681億円	3,628億円
就労不能損害	2,844億円	2,498億円
II. 法人・個人事業主の方に係る項目	25,631億円	23,152億円
営業損害、出荷制限指示等による損害及び風評被害 一括賠償（営業損害、風評被害）	20,554億円	19,602億円
間接損害等その他	2,383億円	909億円
2,693億円	2,639億円	
III. 共通・その他	17,577億円	13,547億円
財物価値の喪失又は減少等	12,612億円	11,575億円
住居確保損害	4,715億円	1,721億円
福島県民健康管理基金	250億円	250億円
IV. 除染等*	12,173億円	3,900億円
合計	76,585億円	59,275億円

※閣議決定及び放射性物質汚染対処特措法に基づくもの。

注) 振込手続き中等の未払い分を含むため、支払額とは一致しない。

【賠償支払額及び要賠償額の推移】



(2) 福島復興への取組と今後の対応

<略>

4. 事故炉の安定収束・廃炉の中長期的戦略と原子力安全

<略>

5. 東電の事業運営に関する計画

<略>

6. 資産及び収支の状況に係る評価に関する事項

<略>

7. 経営責任の明確化のための方策・関係者に対する協力の要請

(1) 経営責任の明確化のための方策

<略>

(2) 金融機関及び株主への協力要請

① 自由化後の資金調達を見据えた金融機関への協力要請

これまで、旧総特及び新・総特における協力要請²を踏まえ、取引金融機関は、追加与信実行、与信の維持、「責任と競争」の両立に資する成長資金の供与並びにHDカンパニー制への移行及びアライアンスに伴う特別目的会社の設立等の了承³により、東電の「責任と競争」の両立に向けた取組に貢

² 旧総特（2012年5月策定）P.88、新・総特（2014年1月策定）P.80・81参照。

³ 取引金融機関は、新・総特における協力要請を踏まえ、今般、既存債権保護に係る下記の措置その他東電が2015年5月1日以降公表している「ホールディングカンパニー制の概

献している。引き続き、国による廃炉・除染等における役割分担の明確化、東電による賠償・廃炉の体制強化や一層の経営改革等を踏まえ、全ての取引金融機関に対して、新・総特の目的の達成に向けた協力として、以下の事項について、機構及び東電との協議の結果に応じて、適切な対応を行うことを要請する。

- ・旧総特での協力要請の記載の通り、全ての取引金融機関が、引き続き借換え等により与信を維持すること⁴。
- ・2016年度の追加与信等については、公募社債市場復帰へ向けた取組状況等を踏まえ、機構及び東電と引き続き協議を行うこと⁵。
- ・上記の場合において、一般担保による与信の総量が震災時における額の範囲を超えると見込まれる場合には、新・総特の着実な履行等を勘案しつつ、新たな一般担保は付与しないこととするとともに、一般担保総量が毎年度継続的に減少していく運用とすること。
- ・全ての取引金融機関は、新・総特の着実な履行等を踏まえ、債務の履行に特段の支障がないことを前提に、今後新規に契約される融資について、できるだけ早期に私募債形式によらないこととするよう、機構及び東電との間で真摯に協議すること。特に、主要取引金融機関においては、この目的の達成のため引き続き特段の配慮をすること。

要と一般担保付社債の取扱いについて」及び同補足資料に掲げた事項のもと、東電が2016年4月にHDカンパニー制に移行すること及びアライアンスに伴う特別目的会社の設立等について了承（公募債については社債の存続を容認）した。

- ① 既存有利子負債は持株会社に帰属すること。
- ② 各事業子会社が持株会社に対して一般担保付社債を発行し、かつ借入金債務を設定すること。あわせて、これらを信託会社に信託し、当該信託会社がこれらの元利金の範囲内で、既存債務の連帯保証をすること。
- ③ 上記②の一般担保付社債は、既存一般担保付債権全額に相当する額まで発行すること。公募社債の保護に係る措置には、送配電子会社の発行する一般担保付社債を充てること。
- ④ 各事業子会社の自律的資金調達やアライアンスに支障が生じないよう、各事業子会社による既存債務の連帯保証及び各社に跨るクロスデフォルト条項を措置しないこと。
- ⑤ 上記④にかかわらず、今般の電気事業法一部改正法附則第74条第2項に係る制度措置等により、持株会社の円滑な資金調達が確保されるまでの間、送配電子会社は、持株会社の信用補完の必要性や当該子会社の信用状況を勘案しつつ、法令の範囲内で、上限の定めのある保証を負担すること。

⁴ 対象期間は、2017年3月末日まで。

⁵ 東電は、社債市場への復帰等により自律的な資金調達力が回復した際には、資金繰りに支障が生じないことを前提に、他の電力会社の資金調達事例を踏まえつつ、当該追加与信を含めた将来の資金調達のあり方を検討する。

- ・ こうした取組を進めるなかで、HDカンパニー制への移行後において、各事業子会社の新たな取組を通じた企業価値の増大及びこれによる福島復興への貢献を図る観点から、機構及び東電との協議の結果に従い、個々の債務の性格及び各事業子会社の資金需要等に応じつつ、各事業子会社に与信を行うこと。
- ・ 包括的アライアンスによるリプレイス等のためJERAに引き続き資産の移転等を行うことについては、具体的内容の合理性や既存債務の履行に特段の支障がないと確認されることを前提に、了承すること。
- ・ 電力システム改革によって創出される新たな競争環境の下での事故責任の履行に資する持続的な成長のためのアライアンス等による新たな資金調達メカニズムとして、中長期的に、戦略的な経営合理化や各事業子会社の成長戦略に要すると見込まれる2兆円規模の資金需要について、新・総特の着実な履行が認められ、個別案件毎の内容や導入されるストラクチャー及び経済合理性等を検討し、債務履行について特段の支障がないと確認されることを前提に、必要な新規与信を行うこと。

② 株主への協力要請

<略>

8. 資金援助の内容

(1) 東電に対する資金援助の内容及び額

機構は、東電による賠償金の速やかな支払いを確保するため、2015年7月に認定された新・総特において要賠償額の見通し7兆753億8,500万円から、原子力損害の賠償に関する法律第7条第1項に規定する賠償措置額として既に東電が受領している1,889億2,666万円⁶を控除した金額6兆8,864億5,833万円⁷を、損害賠償の履行に充てるための資金として2016年度までに交付することとしていた。しかしながら、要賠償額の見通しが7兆6,585億1,300万円となったため、機構は東電に対し、当該要賠償額から1,889億2,666万円を控除した7兆4,695億8,633万円⁸を損害賠償の履行に充てるための資金として交付する。なお、交付の時期については、既に機構が交付した5兆9,940億円を控除した金額を、2016年度までに交付することとする。

これまでの要賠償額・資金援助額の推移

資金援助の申請年月日	要賠償額	資金援助額（累計）
2011年10月28日	1兆109億円	8,909億円
2011年12月27日	1兆7,003億円	1兆5,803億円
2012年3月29日	2兆5,462億円	2兆4,262億円
2012年12月27日	3兆2,430億円	3兆1,230億円
2013年5月31日	3兆9,093億円	3兆7,893億円
2013年12月27日	4兆9,088億円	4兆7,888億円
2014年7月23日	5兆4,214億円	5兆3,014億円
2015年3月26日	6兆1,252億円	5兆9,362億円
2015年6月29日	7兆753億円	6兆8,864億円
2016年3月18日（今回）	7兆6,585億円	7兆4,695億円

⁶ 原子力損害賠償補償契約に関する法律第2条に定める原子力損害賠償補償契約に基づき、2015年3月4日に受領した福島第二原子力発電所事故に対する賠償に係る補償金68,926,669,425円を含む。

⁷ 万円未満の端数は切り捨てている。

⁸ 万円未満の端数は切り捨てている。

(2) 交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源に関する事項

<略>

9. 機構の財務状況

<略>